

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は次のとおりとする。

1 竿釣(穴釣も含む) うなぎ築石、うなぎてぼによる遊漁の場合

魚種	漁具漁法			遊漁料の額
あゆ	竿釣	徒歩	日 年	1,500 円 5,000 円
こい、はえ(おいかわ)、うなぎ、てながえび	竿釣	徒歩	日 年	500 円 1,500 円
うなぎ	うなぎ築石 うなぎてぼ (穴釣も含む)	徒歩	年	5,000 円

ただし未就学の幼児及び小、中学生は、竿釣に限り無料。

2 その他の場合

魚種	漁具漁法			遊漁料の額
あゆ、こい、はえ(おいかわ)	投網	徒歩	年	5,000 円
もくずがに	かにかご	徒歩	年	かご1かごに付 1,000 円 1人3かご以内

3 遊漁料の納付は次に掲げる場所において納付するものとする。

住所 水俣市平町二丁目5番5号 水俣川漁業協同組合事務所

ただし第1項に規定する遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視人に納付することができる。

(遊漁承認証)

第6条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁者は遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の遊漁迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

裏

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)  (氏名) (年齢)
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
水俣川漁業協同組合 印	

注意事項	
1	遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
2	遊漁の際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。
3	遊漁者遊漁の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
4	遊漁者は必要に応じて行う漁場監視員の指示に従わなければならない。
5	遊漁者が規定された漁具漁法以外の漁法で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ本証を

没収し、以後の遊漁を拒絶します。

別記様式第2号

漁場監視員証

表

裏

漁場監視員証 No.

下記の者が当組合の漁場監視員であることを証明する。

(住所)	(年齢)
(氏名)	

有効期間

発行者  
水俣川漁業協同組合 印

注意事項

- 1 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。
- 2 この証は他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

小国漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第8号共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小国漁業協同組合が免許を受けた内共第8号第5種共同漁業権に係わる漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ・こい・ふな・やまめ・うなぎ・うぐい・はえ[おいかわ]・わかさぎ・もくずがに・すっぽん以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請し、第7条第1項または第2項の規定による遊漁料を納付しなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣り、投げ釣り、やまめ釣り、または投げ網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産物、漁具、漁法、遊漁期間等の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き当該申請を承認するものとする。

(遊漁の方法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内においてエ欄の区域およびオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 規模	エ 区域	オ 期間
あゆ・こい・ふな・やまめ・うなぎ・うぐい・はえ(おいかわ)・わかさぎ・もくずがに・すっぽん漁業	釣り・やまめ釣り・投げ釣り・投げ網・あゆ掛け・刺網・船使用・うなぎかご	制限なし	制限なし	別表1のとおり

(採捕禁止区域等)

第4条 漁業の区域および期間については、第3条の規定にかかわらず別表2のア欄に掲げるイ欄の区域内においては、ウ欄に掲げる期間中水産動物を採捕してはならない。組合長は理事会の議を経て、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合にはこの区域および期間を変更することができる。

(漁具・漁法の制限)

第5条 次に掲げる漁具・漁法により水産動植物を採捕してはならない。  
あゆがっくり掛け  
水中に電流を通してする漁法

(全長制限)

第6条 次の表の上欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種名	大きさ
こい	16センチメートル以下
ふな	3センチメートル以下
うなぎ	21センチメートル以下
はえ(おいかわ)	3センチメートル以下

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

(1) 地区内(小国町・南小国町)の者のする遊漁料

漁業の名称	漁具・漁法	期間	遊漁料の額
こい・ふな・はえ(おいかわ)・うぐい・うなぎ・わかさぎ・もくずがに・すっぽん漁業	釣り	1月1日から	200円
	投げ釣り	12月31日	500円
あゆ・こい・ふな・はえ(おいかわ)・やまめ・うぐい・うなぎ・もくずがに・すっぽん漁業	投げ網		1,500円
	刺網		3,000円
	船使用		5,000円
あゆ漁業	あゆ掛け		1,500円
やまめ漁業	やまめ釣り		200円
うなぎ漁業	うなぎかご		1,000円

但し、未就学の幼児及び小中学生は無料、肢体不自由者及び70歳以上の高齢者はそれぞれ規定する額の2分の1に相当する額とする。

(2) その他の場合(地区内〔小国町・南小国町〕以外の者)

漁業の名称	漁具・漁法	期間	遊漁料の額	期間	遊漁料の額
こい・ふな・はえ(おいかわ)・うぐい・うなぎ・わかさぎ・もくずがに・すっぽん漁業	釣り	1日	200円	1月1日から	1,000円
	投げ釣り		500円	12月31日	1,500円
あゆ・こい・ふな・はえ(おいかわ)・やまめ・うぐい・うなぎ・もくずがに・すっぽん漁業	投げ網		1,000円		3,000円
あゆ漁業	あゆ掛け		1,500円		7,000円
やまめ漁業	やまめ釣り		1,000円		3,000円
うなぎ漁業	うなぎかご		1,000円		3,000円

前項のただし書きはこれを準用する。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所及び遊漁券販売所又は当該遊漁する場所において、漁場監視員に納付することができる。

小国町役場地域振興課内 小国漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する帽子又は腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、または以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはないものとする。

附則 この規則は平成16年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

別表1

魚種	遊漁期間
あゆ	毎年総会で決定した日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
こい ふな	1月1日から12月31日まで
はえ(おいかわ) うぐい	1月1日から12月31日まで
うなぎ わかさぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	1月1日から12月31日まで
すっぽん	1月1日から12月31日まで